

# 訂正版

保護者のみなさまへ

# 保存版

令和2年7月17日

京都市立柊野小学校  
校長 小林 宏樹

## 避難勧告・避難指示（緊急）に対する非常措置についてのおしらせ

本校におきましては、柊野学区に水害、土砂災害による「避難勧告」もしくは「避難指示（緊急）」が発令された場合には、下記のようなそれぞれの措置を取りますので、メール配信システムや学校ホームページ、「きょうと危機管理WEB」等の情報に注意してください。

**※訂正版を発行致しました。前回お配りしたもの（7月8日付）は廃棄して、こちらのお知らせを保管してください。※ゴシック体太字（2重下線）の箇所が訂正箇所です。**

記

### 1. 避難勧告・避難指示（緊急）が発令された場合について

#### (1) 水害による避難勧告等について （鴨川が氾濫危険・氾濫のおそれの場合）

本校の校区である柊野学区は、「鴨川の浸水想定区域」であるため、避難勧告等の発令対象地域です。柊野学区に水害による避難勧告もしくは避難指示（緊急）が発令された場合には、下記の措置を取ります。

○登校前に発令された場合、「水害による避難勧告・避難指示（緊急）」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。

○「水害による避難勧告・避難指示（緊急）」が解除された場合は、以下の措置を取ります。

- ・午前 7時までに解除になった場合 平常授業
- ・午前 9時までに解除になった場合 3校時（10時35分）から始業
- ・午前11時までに解除になった場合 5校時（13時25分）から始業（給食は中止）
- ・午前11時現在、警報発令中の場合 臨時休業

#### (2) 土砂災害による避難勧告等について

本校の敷地は「土砂災害警戒区域（特別警戒区域）」に含まれていないことから、土砂災害による避難勧告もしくは避難指示（緊急）が発令された場合は、臨時休校等の措置は取りません。ただし、校区内の状況を踏まえて判断しますので、メール配信システムや学校ホームページでお知らせいたします。なお、臨時休校等の措置を取った場合は、上記のような水害の場合に準じます。

### 2. 在校中に「水害や土砂災害による避難勧告・避難指示（緊急）」が発表された場合について

校区内の状況を踏まえて判断し、臨時休校をした場合は、下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととし、集団下校はしません。その後、安全が確認でき次第、児童を保護者に直接引き渡しますのでお迎えをお願いいたします。

#### 【参考情報】

・きょうと危機管理WEB（京都府危機管理・防災情報ポータルサイト）内

<http://www.pref.kyoto.jp/kikiweb/emergency/#hinan>

『緊急・災害の避難情報欄』を参考にして、避難勧告等がどんな災害によるものかをご確認ください。